# 税務キャッチ・アップ

# 複数税率への準備

#### 1 はじめに

「経済財政運営と改革の基本 方針2018」いわゆる骨太の方針 が平成30年6月15日閣議決定さ れ,「消費税率10%への引上げ を実現する必要がある」と明記 された。

消費税率改正まで1年,経過措置の指定日まで6ヶ月,今回の改正は,税率改正だけに留まらず複数税率の導入等と多岐にわたるため実務上の留意点をまとめてみたい。

## 2 改正時期

平成31年10月1日

従来の消費税率の改正は、いずれも4月1日であったため、 今改正による施行日と異なる。

3月決算法人では、初めての 事業年度途中での改正となるた め注意しておきたい。

#### 3 税 率

10% (標準税率) へ改正されるとともに8% (軽減税率) が導入され、複数税率となる。

現行税率8%(国6.3%,地1.7%)と軽減税率8%(国6.24%,地1.76%)は、同率であるが国税分と地方税分の配分が異なるため、区別しておくことが必要である。

また,経過措置の適用がある場合にも注意をしておきたい。

# 4 軽減税率

軽減税率対象品目の販売事業 者でなくても,会議・接客時の 茶菓、飲み物、贈答品の購入や 新聞の定期購読などが軽減税率 の対象となる。そのため、事業 者は、仕入税額控除の計算に際 し、税率の異なるごとに集計、 計算する必要がある。

# 5 区分記載請求書等

請求書等への記載事項に加え, ①軽減税率の対象品目である旨, ②税率ごとに合計した対価の額 (税込)を記載しなければならない。

請求書発行システム等への対 応を準備しておく必要がある。

また,免税事業者であっても, 課税事業者から区分記載請求書 等の交付を求められることがあ るため周知しておきたい。

### 6 什入税額控除の要件

帳簿記載事項に加え、①軽減 税率の対象品目である旨を記載 しなければならない。

区分記載のない請求書等の交付を受けた場合には、区分記載すべき事項(上記5①②)についてのみ、交付を受けた事業者が、取引事実に基づき、追記することで区分記載請求書等の保存要件を満たすことができる。

受領時に区分記載の確認を行い,記載要件を確保するとともに,事後対応にならないよう周 知しておきたい。

#### 7 税額の計算の特例

軽減税率制度の実施から一定 期間、中小企業者に対し、売上, 仕入の特例計算が設けられている。その適用期間は4年,1年 と異なるため注意が必要である。

また,途中からの関与先変更, 新規顧問等の場合には,事業者 の処理状況等を確認し,対応す る必要がある。

仕入税額の計算の特例では, その課税期間中から簡易課税制 度により計算することもできる が,その適用にあたっては,2 年縛り期間中の設備投資等の計 画を検討し選択することが肝要 である。

# 8 軽減税率対策補助金

軽減税率制度の実施に伴い, 複数税率レジの導入や受発注シ ステムの改修等の対応が必要と なる中小企業・小規模事業者等 においては,導入,改修等支援 として,補助金制度が設けられ ている。

これらの補助金については, 支援類型により申請受付期限が 変更されているため, 今一度確 認をして対応されたい。

(参考 http://kzt-hojo.jp/)

# 9 おわりに

本改正は、税率変更に留まらず日本型インボイスへ向けた準備期間ともなる。この改正においてクライアントへの周知、事前準備への対応をしっかりサポートしていくことが必要である。

/右山研究グループ

税理士 浦口 弘/